

広島県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十二年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町三成字万燈山 一一二の二、一一五から一一七まで、一一八の二、一一九の二、一一〇の四、一一〇の五、一一三の三、一一三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため